

マレーシアの稲作農業事情

井ノ上 善 幸

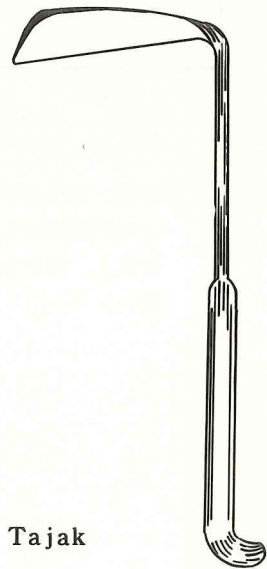
第2次大戦前のイギリス植民地政府は、中国人に比べて商業心に余り長けていないマレー人保護するため、マレー人保留地制度 (Malay Reservation) を直轄植民地以外の全州に導入したが、これはマレー人保留地として公示された一定地域内の土地を非マレー人に譲渡又は貸付けすることを禁止する制度で、その一環として水田もマレー人に保留されてきた。したがって、稲作農家の75% (1960年農業センサス) がマレー人である。

西マレーシアの主要な水田地帯としては、Muda地域 (Kedah 州)、Province Wellesley 地域 (Penang 州)、Tanjong Karang地域 (Selangor 州) Malacca 州の北、中央部等がある。このうち、Muda River Irrigation Projectは、総工費2,800万ドル (本稿では1マレーシアドル $\div$ 120円で取扱う) を投じて二期作を図ろうとするもので、受益面積26万1500エーカー (1エーカー $\div$ 40a)、受益農家6万戸で、1966年7月に工事に着手し、1969年4月にMudaダム、5月にRedu ダムが完成し、すでに相当面積にわたって二期作が行なわれている。その結果、1967年の米の自給率74%は更に改善され、「米の自給は、国家保安上戦略要因の1つである」という政府の目標はほぼ達成されつつある。

なお、Kedah 州の1戸当り水田面積は3.50エーカー、エーカー当り収量は1966-67年のMain Season 作で523 gantang (1 gantang $\div$ 2.54Kg) となっており、またMudaかんがい地域の二期作は、第1作が田植え3~4月、収穫7~8月、第2作が田植え9~10月、収穫1~2月となっている。(しかし、本稿で取扱う数字は二期作開始前の1969-70年当時のものである。

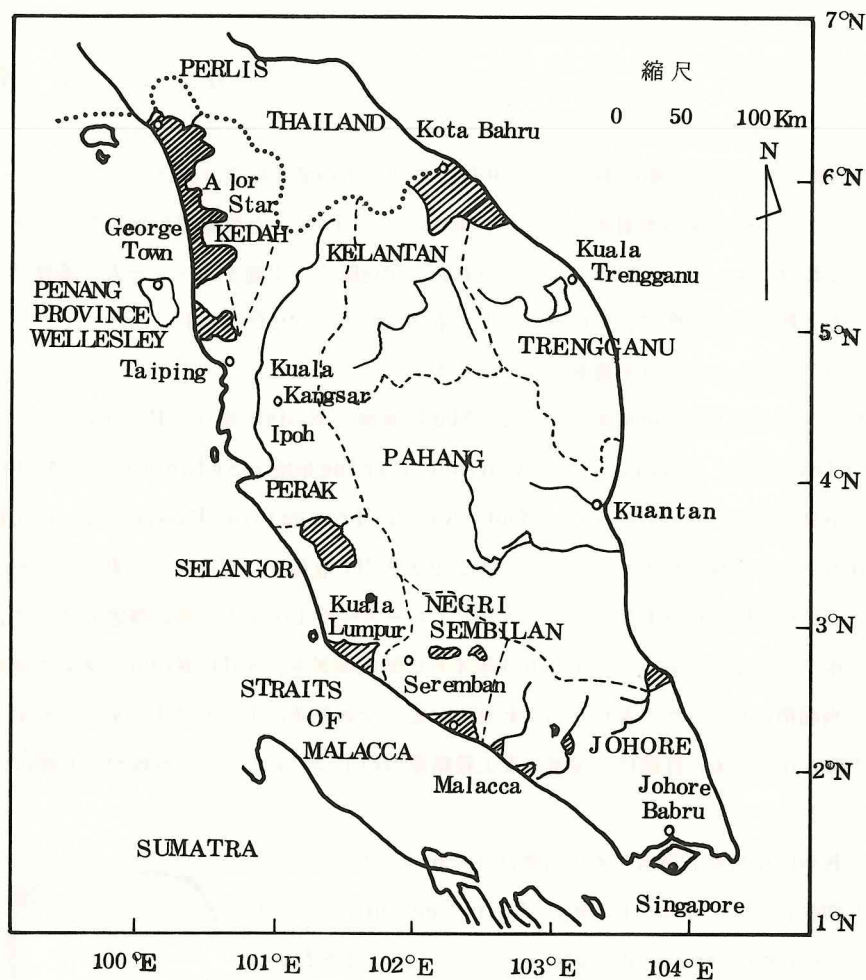
(1) 稲作作業

① 耕起: Membajakと呼ばれる水田の耕起は、大きな草をTajak (大鎌) で切り倒した後、次のいずれかの方法で行われているが、最近では第3の方法が全国的に普及している。第1の方法は、Kaisと呼ばれる鍬で耕起する方法で、特に、水深の深い、地耐力のないところで行われている。第2の方法は、Bajak



Tajak
図-1

マラヤにおける稲作地帯



(資料) 松島省三、「マラヤ稲作概観とその技術援助の概要」(『東南アジア研究』、第2巻第3号、東南アジア研究センター)

凡	例
.....	国 境
-----	州 境
○	主要都市
●	首 都
—	河 川
○	水田地帯

(犁)を水牛に引張らせて耕起する方法で、1 relong(1 Small Lelong $\div$ 0.7 エーカー)耕起するのに2日かかる。第3の方法は、トラクターによる方法であるが、多くのマレー人農家はこれを買う余力がないため大方は賃耕によっている。最も典型的な賃耕の形態は、

Chinese Contractor がフォード又はファーガソンの大型トラクターを使って賃耕する方法で、1 relong 当り15ドル前後の賃耕で1日7 relong の耕起を行っている。しかし、あるマレー人農家Penang Kais

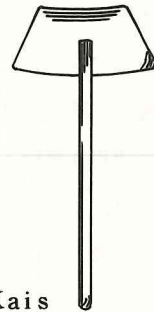


図-2

州の村長)の場合は、クボタの小型耕うん機(ロール付きで3,160ドル)をMARA(原住民信託局、原住民(Bumiputra)の経済的地位の向上を図ることを主目的する機関)から利子6%、30回割賦払い(2期作、6カ月ごと返済)の条件で買って、1 relong 当り24ドル(1日2 relong 可)で賃耕していた。

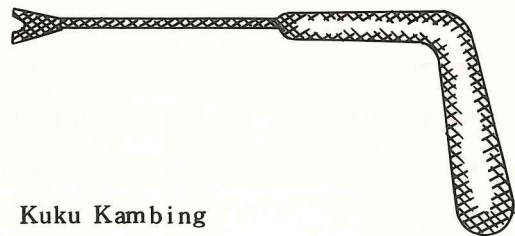
しかし、大方のマレー人農家は、この時点で賃料を現金はもちろん現物でも払うことが困難で、収穫時に現金又は粃で支払っている。

② 苗代：1 relong 当り12 Kati(1 Kati $\div$ 600g)の種子を2日2晩水に浸して、16 $\times$ 16フィートの苗床に蒔き、25 $\sim$ 30日後に田植えするが、その時、頭の方を5cm位切っている。

なお、1958年頃から、我が国の育種専門家は高収量品種の育成に協力しており、1964年2月にはMalinja、1965年1月にはMahsuri の新品種が発表され、最近まで広く栽培されてきた。また、1966年には国際稲作研究所(IRRI)で育成されIR-8系統種がRiaと命令され、さらに1968年9月には2期作用品種としてBahagia が発表され、Mudakanがい地域等で急速に普及している。

このような新品種を連邦及び州の試験場で増産して既存の粃と等量で交換するとともに、村の中核的な農家に配布し、これらの農家は、MahsuriがPikul($\div$ 60kg)当り17ドルするとき19ドルで一般家庭に売っており、また政府系の精米所も一般の粃に比べて10%程度高く買上げている。

③ 田植え：正条植えが殆んどで、日本製の田植機は試験場で試験的に使われているにすぎない。田植えは、1 relong をマレー人女性8人位に15 $\sim$ 20ドル前後で請負わせて行っているケースが多い。一般には、手植えで行われているが、



Kuku Kambing

図-3

水深の深いところではKuku Kambing という道具を使って行われており、少なからず腰折れが生ずるという。

④ 施肥、除草、防除：肥料を使用する慣習が農家の間に普及していないため、政府は助成して肥料の使用を奨励してきた。肥料補助事業は、州によって異なるが、Penang 州では5エーカーを上限に1エーカー当り配合肥料5クーポン、尿素1クーポンを発行している。このクーポンで肥料を買うと配合肥料の場合25～30%、尿素の場合35～40%安くなっているが、農業局が発行するクーポンの場合は、その代金は収穫後に支払ってもよいが、協同組合が発行する場合は即金となっている。また、最近、(5)で述べるFarmers Associationでも肥料を取扱っているが、価格の2分の1は即金払いで、残りは収穫時払いとなっている。

しかし、このクーポンを利用している農家は半分くらいで、一部は中国人農家に転売されている。

除草は、大きなものを鎌で切る程度で余り行われていないが、一部では24Dを使っている。また、防除についても余り行われていないが、Penang 州のある農家は、州農業局から噴霧機を借りてGammexane 26DPを開花期に使用していた。それよりも村(Kampong)の近くでは鼠の被害が大きく(このことは全国的に聞かれる)、政府がくれる毒薬も食べないという。

⑤ 収 穫：田植えしてから4～4.5カ月後に稲刈りが行われているが、これも1relongを8人位に15～20ドル前後で請負わせて行っている。



Sabit

図-4



Pisun Menuai

図-5

稲刈りには2通りの方法があり、Sabit という鎌(日本の鎌より刀の部分短い)で地面から10cm位の所で刈取る方法が最近是一般的となっているが、一部地域ではPisun munai という道具で稲の穂だけを切取る方法がまだ残っている。(収穫機の普及率はまだ低い。)

後者で切取られた穂は、足で踏んで脱穀しているが、前者によって刈取られた稲は、水田内で脱穀が可能な場合は、籾が飛び出さないように樽を藁蔭で囲み、樽の手前上流から斜に巾50cm、長さ70cm位の小さな梯子を置いて、これで稲の穂を叩き落している。このthrashing toolは、1セット16ドル程度で多くの農家が持っているが、脱穀は籾1俵1ドル程度で労働者を雇って行っている。(普通1relong15～20俵とれるから労働者も金になるという。)

このようにして脱穀した籾は、道路脇で日干しするのが一般的であるが、コンクリート作りの

庭で日干ししている農家もある。(発芽した粳は乾燥すると芽の部分が落ちなくなるから別に問題は無いという。)

(2) 粳の販売

マレーシアでは、粳(Padi.インドネシアの場合は穂つき粳をPadiといっている。)で売買されている。農家の粳販売先は地域によって異なるが、Mudaの調査事例では81%が商人(その殆んどが地元の雑貨商)、次いで粳仲買人(Padi dealer) 16%、直接精米所に売る農家は2%と非常に少ない。そして、これらの農家の73%が1軒の店に販売しており、残りの24%は2~4つの店に、3%は決まった売手を持っていない。また、その販売方法も、一度に全部販売する農家が47%と極めて高く、そのほか収穫時に70%を販売する農家が29%、少量づつ販売する農家が24%となっている。このように、特定の店にかつ収穫時に粳を全部販売している農家の割合が高いのは、生活必需品等において前貸りしている農家が多いためである。

(3) 参照

粳は、容量で販売される場合と重量で販売される場合とがあるが、前者はKuncha 又はgantang (1 Kuncha = 160 gantang = 160 gallons) を単位とし、gantang (直径19 cm、高さ16.3 cmの容器で約4ドル) 又は chupak (直径11.3 cm、高さ12.3 cmの容器で2~2.8ドル) という容器で計る。後者はPikul 又はKati (1Pikul = 100 Kati = 60 Kg) を単位とし、Pikul という竿秤(1セット80ドル)を使用するが、一般の農家はこの竿秤が買えないため、目分量あるいは gantang 又は chupak を使って袋詰めをして、売る時に買手が持参するPikul で計り直している光景をよく見受ける。

仲買人等が買入れる粳の価格は、政府が公示する最低保証価格(1970年当時Mahsuri 及びMalinja品種で、水分13%及び混入物のない粳の精米所渡し価格はPikul 当り16ドル)を基準に決めているようであるが、水分量と不純物混入度合によって差引く(deduction)慣習がある。これも買手によって異なるが、FAMA(連邦農産流通庁)の指導によって作られた店の掲示では、水分13~15%の場合2 Kati、15~17% 4 Kati、水分17%以上7 Katiを差引き、さらに混入物があったり土地が付いているときは2 Katiを差引くほか、麻袋分として2 Katiを差引くようになっていた。

したがって、買主が示す買入基本価格と差引量が紛争の種となっており、ことに粳の買入が殆んど中国人によって行われていることからコミューナルな問題へと断えず発展している。

これまで中国人に独占されていた粳及び米の流通機構に介入してマレー人の保護、地位の向上を図るため、1965年に設立されたFAMAは、公示された一定地域(現在は主要な稲作地帯は全部これに入っている)内においては、①それが管理する基金をもとに直接粳及び米の買入れ又は売渡しの業務を行うとともに、②粳及び米の買入れ、貯蔵、運送及び売渡しを行おうと

するものに対し代理人としての許可を行っており、また③ 生産者に支払われるべき最低価格の決定をしているが、粳の取引においても領収書を3通作成させ、FAMA、売主及び買主がそれぞれ一通づつ所持することとし、毎年更新する際に許可の判断資料として利用している。

なお、粳は買手自身が集荷する場合が6割程度を占めているが、この他に農家自身があるいは労働者を使って搬送する場合がそれぞれ2割である。農家が搬送する場合は、8割近くが自転車を使っているが、これでは1回に1俵しか搬送できないため、最近ではオートバイの普及とも相まって、これを使用する者が増えている。買手は、農民が160Katiの粳を1マイル搬送すると1ドル18セントを支払っている。

(3) 農業信用

ゴム農家の場合、だいたい年間を通じラテックスの販売があるが、稲作農家、特一期作農家にとっては、その所得を各月に按分し、消費することは非常に困難な問題である。稲作農家の年間粗収入は、1,000～1,499ドル層が全体の25%前後と一番多く、次に500～999ドル層が20%弱となっている。一方、農家の食料費(月額)は、最も一般的な6人家族で70ドル、10人家族で155ドルとなっている。したがって、収入の殆んどが食料費に費されているといえる。

次に、借金している農家の割合は5割強にも達しており、しかもその借入れ先もA地区で51%が、B地区では80%が仲買人となっており、その他にA地区では協同組合(31%)、B地区では親類(13%)がある。この仲買人には、第1が雑貨商、第2がマレー人の唯一の交通手段である自転車屋、第3がコーヒー店(マレー人には、コーヒー店でコーヒーを飲みながら生菓子とかバナ

第2表 農家の粗収入分布

(単位: %)

粗 収 入	A 地 区	B 地 区
0 - 499ドル	5.6	6.3
500 - 999	17.5	20.1
1,000 - 1,499	23.2	26.4
1,500 - 1,999	12.4	11.1
2,000 - 2,499	19.2	14.6
2,500 - 2,999	5.6	7.6
3,000 - 3,499	4.0	6.3
3,000ドル以上	11.3	5.6
不 明	1.2	2.1
計	100.0	100.0

ナのてんぷら等を食べて時間を潰す風習がある。)となっている。

(4) 土地制度

西マレーシアには、戦前7つのPolitical units, すなわちFederated Malay States, Strait Settlements 及び5つのUnfederated Malay Statesがあったため、土地制度についても7つの異なった制度があったといわれている。したがって、戦後はその統一

過程にあるが、1966年制定のNational Land Codeに統一されつつある。

しかし、このCadeもCustomary tenure, Malay reservation, Malay holdings, Sultanate lands, 回教上のWakaf 及びBait-ul-mal 等に関する慣習的な制度には適用されていないため、依然として複雑な土地制度となっている。

Sultan(州の王)のいる州においては、土地の所有権は、州政府すなわちSultan に帰属するため農民は、最初に ①政府より与えられるPermanent title(この期間には永久の場合と99年を越えない期間(60年と99年が大部分)とがある)で保有するか、②Temporary Occupation Licence(TOL)(有効期間は1年で権利者の死亡又は団体の解散で失効する)で保有することとなるが、そのいずれの場合もPremiumとAnnual rent(quit-rent)を州政府に支払わなければならないことになっている。

水田の年地代は、一期作でエーカー当り6ドル、二期作の場合10ドルであるが、Mudaのようにかんがい事業実施地域で、かつ二期作のところでは15ドルになっており、ゴム園の場合は、最初の6年間は年2ドル、その後は6ドルとなっている。

このようにして手に入れた土地は、後に小作に出されるわけであるが、Kedah 州の場合上記①のまま保有されている土地面積は全体の28%、②のTOLは1%と極めて低い(1960年農業センサス)。なお資料は古いが、1957年の稲作委員会の報告書によると、Province Wellesley 地区で75%、Kedah 州で70%、Krian 地区で50%が小作地であると報告されている。

また、小作形態は極めて複雑で、1958年にT.B.Willsonが調査した結果では、次の5つの形態があると報告されている。

①Fixed rental(sewa) : 期間の定めがあり、rent が固定されている形態で、総面積の50%を占めており、そのうち現物(粃)が42%、現金が8%となっている。小作契約期間は、現物の場合5~10年が約20%、10年以上が30%、現金の場合は期間0が45%、1年が10%、2及び3年が各10%となっている。

②Lease(pajak) : 1年以上(2~5年が約80%)の小作期間で、かつ、農民は最初に全期間の小作料を前払いする形態で、全体の6%を占めている。小生の調査では、マレー人から5 relongを借りているPenang 州の中国人農家の場合、5年契約で最初にrelong当り200ドルを一括前納していた)。

③Crop-Sharing(pawah) : 生産物を地主と小作人が分割する形態で、折半というのが95%を占めており、しかもそれを青田(Standing Padi)段階で決めているのが81%も占めている。

④ Loan (gadai) : 金を借りた者は、その返済が終るまで土地の用益権を相手方に移転する形態であるが事例は少ない。

⑤ Usufructuary mortgage (jual janji) : 金を借りた者は、その土地の保有権 (Proprietary rights) を担保に入れて、所定日まで返済できないときは、賃借人は、その保有権を失う形態であるが、Willson の調査では1件も報告されていない。

小作制度に関する法律としては、1955年制定法を引継いでいる。1967年のPadi Cultivation (Control of Rent and Security of Tenure) Act があって、①法定最高小作料についてエーカー当たり収量が400 gantang 以上の場合は、140 gantang, 250 ~ 400 gantang の場合は115 gantang, 250 gantang 以下の場合は70 gantang とし、②2期作の場合は、この最高小作料に30%を加算し、③小作契約期間も3連続シーズン以上とすることなどを規定している。しかし、水田がMalay Reservation 内にあるため、法的にはマレー人同志しか小作契約ができないこともあって余り実行されておらず、またマレー人を代表する州政府も真剣に取り組んでいないのが現状である。

(5) 農民組織

西マレーシアにおける農民組織運動は、協同組合 (Co-operative Societies) と農民組合 (Farmers' Association) との二本立てで展開されてきたが、前者は、農民が互に金を出し合って精米業を行うとかPadi Kuncha System (又はPadi Ratus System) の救済を図ろうとするものが殆んどで、組合員も村民の半分以下というのが大部分で、かつ他民族に対して排他的であるのが特徴的である。

※ Kunchaとは160 gantang, ratusとは100という意味であるが、これは小作料が極めて高額であることを意味する。

一方、1959年頃から小農に対する農業技術の普及と教育を通じ農業生産性の向上を図ることを目的として農民組合が各地に作られたが、これは政府の農業施策を遂行するために、そのchannelとしてあるいは農業技術の普及をより効率的に行うための手段として上から作られた傾向が強く、また、その法的根拠も1948年制定の協会法 (Societies Ordinance) に基づくものであった。

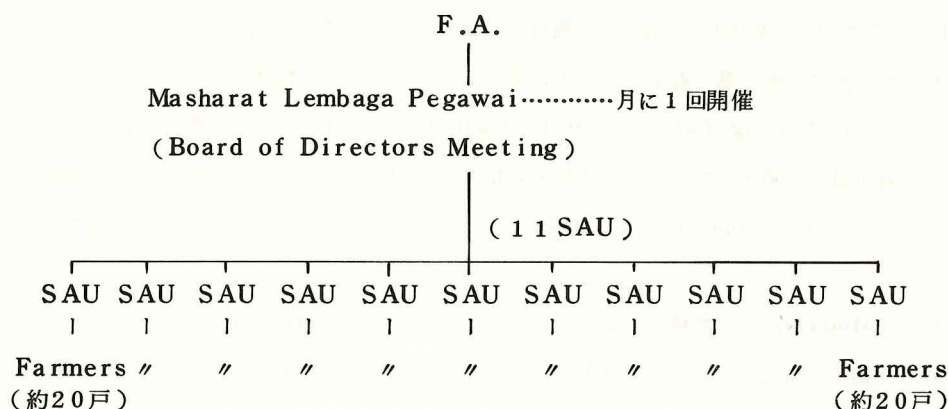
したがって、1967年にFarmers' Association Act が制定され、①会員を農民に限定し、②その事業範囲を農業技術の普及、購買、販売、信用、加工、貯蔵等総合的にし、③組織を地域農民組合、州農民組合及び連邦農民組合の三段階にし、④地域農民組合は、末端行政単位であるMukimを単位 (組合員50人以上で、1,500~2,000人を理想としている) とし、⑤その下に部落 (Kampong) を単位とするSmall Agricultural Unitを設けるなど極め

て整備されたものとなった。

これまで農民組織運動が成功しなかった原因として、①政府の補助事業等が不十分でかつその実施においてこれら農民組織が十分に活用されなかったこと、②大部分の農民は雑貨商等から前貸りしている状態であるが、この機能を補完ないし代替しえなかったこと、③農民側に肥料、農薬、農業機械等の需要が余りなく、一方、粃等の生産物を農民組織が収買してみてもその売り手は中国人の仲買人とか精米所とならざるをえなかったこと、④マレー人には商行為を伴う組織の運営、管理が不得手であること、などを挙げることができるであろう。

Muda地区に結成されつつある Farmers' Association の場合は、Division I (4年生大卒) の州農業局職員が組合長として派遣されており、FAMA はこれに(6)で述べる粃乾燥、貯蔵施設の運営をまかせるとともに、必要な資金を前貸して粃の収買を行わせており、また州農業局は、大型トラクターを配置して賃耕を行わせており、肥料、農薬等も取扱わせている。

Farmers' Association (Muda Pilot地区) の組織図



しかし、Mudaのある Farmers' Association の場合、当初尿素を1俵4ドル60セントで売っていたが、中国人商人が4ドル50セントで売り出したため、4ドル50セントに引き下げているが、このような中国人商人等との競争に加え、特に回教徒の場合、bunga (利子) の受授が禁止されているため貯蓄意欲が極めて低い。例えば、銀行の場合は契約によって income が保証されているから、これは bunga に当り受授できないという。一方、協同組合の場合は、income がいくらかになるかわからないから untong (利潤、配当) であり、受けとることができるという解釈をする者もいるが、これも一般の農民にはなかなか受入れられないものである。したがって、マレー人は金銭的余裕がある場合には、メッカ巡礼のための積立を行なう

Tabong Haji に振り向けてきており、今後マレー農民に貯蓄意欲を持たせていくためには、回教法上も利子を取得することが認められる解釈を確立し、その普及を図ることが必要である。

(6) 精米業

マレーシアには、1966年当時大規模精米所が99、中小規模精米所が1,240あるといわれているが、Mudaかんがい地区だけでも、中国人経営を主体とする330余の大中小の精米所があり、その殆んどが毎時1トン未満の小規模のものである。小生の知りうる限りでは、大規模の精米としては、政府精米所が3か所、協同組合精米連合会の精米所が数か所（実質的には、FAMAのPadi and Pice Marketing Board が管理、運営している）で、残りは中国人経営の精米所となっている。例えば、Muda地区のある中国人精米所は、毎時80俵の精米能力を有する機械を2基もっており、1年間に80,000俵の粳を扱っており、ピーク時にはMuda地域内に点散する20もの仲買人を使って収買している。これに対し、マレー人を組合員とする協同組合経営の精米所は組合員の自家消費米の精米に限られているため規模も極めて小さい。

したがって、FAMAは、例えばSelangor州のTanjong Karang かんがい地区をPadi Marketing Schemeに指定し、Tanjong Karang Co-operative Pice Milling UnionをSole agent に指定し、職員を派遣して管理、運営に当たっている。そして同地区内18の協同組合を通じ粳を収買し、全生産量の50%を自ずから精米するとともに、残り50%についてはPataling Jaya及びKuala Lumpurにある4つの中国人精米所に売っている。従来、協同組合が精米しても、中国人経営の精米所と競争できなかったため、特別の措置を講じてもらって、government stockpile、大きな政府系病院、軍隊等に対して専属的な販売を行っている。

なお、Mudaかんがい地域で二期作が始まると、第1作の収穫期（7～8月）には雨量が多いため粳の乾燥が問題となるが、FAMAは、同地区の28のFarmers' Association に粳乾燥・貯蔵施設を建設中であるが、それよりも早く中国人経営の7つの大型精米所が大規模の粳乾燥施設を設置しており、ある精米所では、選別機、乾燥機、テンパリング、ビン、バケットエレベーター、ベルトコンベア等から成る。公称1万トンの処理能力をもつ粳乾燥施設を2単位設置していた。